

社会保障審議会福祉部会（第20回）

平成29年12月18日（月）
15：00～17：00
場所：厚生労働省省議室（9階）

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

- (1) 退職手当共済制度（保育所等）の公費助成について
- (2) 社会福祉法人制度改革の実施状況について（報告）
- (3) 「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（福祉人材確保専門委員会報告書）について（報告）
- (4) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正について（報告）
- (5) その他

3. 閉会

[配付資料]

- 資料1 退職手当共済制度（保育所等）の公費助成について
- 資料2 社会福祉法人制度改革の実施状況について
- 資料3 「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（福祉人材確保専門委員会報告書）について
- 資料4 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正について
- 参考資料1 「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（福祉人材確保専門委員会報告書）
- 参考資料2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正について



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第20回社会保障審議会福祉部会
平成29年12月18日

資料1

退職手当共済制度（保育所等）の 公費助成について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における 保育所等に対する公費助成の在り方について

社会保障審議会福祉部会報告書 ～社会福祉法人制度改革について～（平成27年2月12日） 抜粋

障害者総合支援法等に関する施設・事業及び保育所については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットINGの観点などから、以下のとおり、公費助成の在り方を見直すべきである。

- ①障害者総合支援法等に関する施設・事業については、（中略）前回改正時の介護関連施設・事業と同様に、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。
- ②保育所については、
 - ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること
 - ・平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むことなどを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成29年度までに結論を得ることとする。
- ③措置施設・事業については、他の経営主体の参入がないこと等から、今回の見直しでは公費助成を維持する。

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第21号） 附則

第三十五条 （略）

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。）の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



- 平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われている。
- こうした状況を踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得ることとしたい。

「子育て安心プラン」

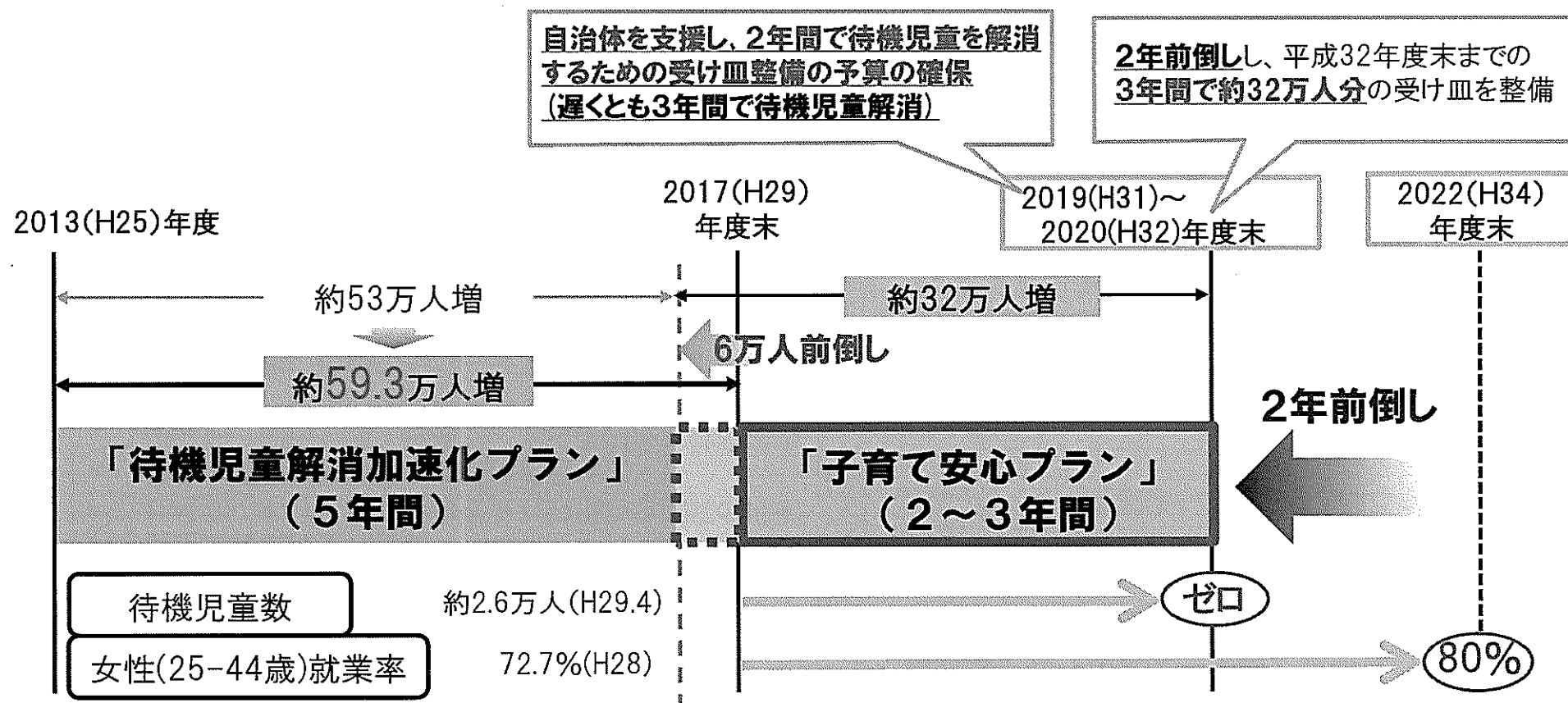
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2013）



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

6つの支援パッケージ

1 保育の受け皿の拡大

- ① 〇都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- ① 〇大規模マンションでの保育園の設置促進
- ① 〇固定資産税減免の普及
- ① 〇幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ② 〇企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ① 〇国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- ② 〇家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ② 〇市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ② 〇保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ② 〇広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進
- ② 〇「地域連携コーディネーター」の活用促進 など

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

- ① 〇処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ② 〇保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
 - 〇保育士の子どもへの預かり支援の推進
- ① 〇保育士の業務負担軽減のための支援
- ① 〇市区町村における保育人材確保対策への支援
- ② 〇保育士の就職に向けた働きかけ
- ① 〇保育人材確保の取組の「見える化」
- ① 〇福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除
- ① 〇保育士の退職手当共済制度の継続の検討 など

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

- ② 〇「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ① 〇待機児童数調査の適正化
- ① 〇妊娠中からの保育園等への入園申込みの明確化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

- ② 〇認可外保育施設の認可保育園等への移行促進
 - 〇保育士配置基準の維持及び向上
- ① 〇新たな保育所保育指針の施行
- ① 〇認可外保育施設における事故報告の義務化
- ① 〇認可外保育施設についての情報の公表
- ① 〇保育園等の事故防止の取組強化
- ① 〇認可外保育施設等の届出に係るICT化の推進
- ① 〇災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- 〇保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

- ② 〇保育園に入れられない場合の育児休業期間の延長
 - 〇男性による育児の促進
- ① 〇二ズを踏まえた両立支援制度の確立

① 新たに取組む事項（一部新規事業も含む） ② 取組内容を拡充した事項

社会福祉施設職員等退職手当共済制度

目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

概要

【実施主体】 (独) 福祉医療機構

【加入対象となる施設・事業】

社会福祉法人が経営する

- ① 社会福祉施設等 (保育所等)
- ② 特定介護保険施設等 (特養、障害者支援施設等)
- ③ 申出施設等 (介護老人保健施設等)

【財政方式】 賦課方式

【支給財源】

- ① 社会福祉施設等 (1人当たり掛金 年額44,500円)

経営者 (掛金) 1/3	国 1/3	県 1/3
--------------------	----------	----------

- ② 特定介護保険施設等、③ 申出施設等 (1人当たり掛金 年額133,500円)

経営者 (掛金が3倍) 3/3

【被共済職員数】 843,027人 (H29.4.1現在)

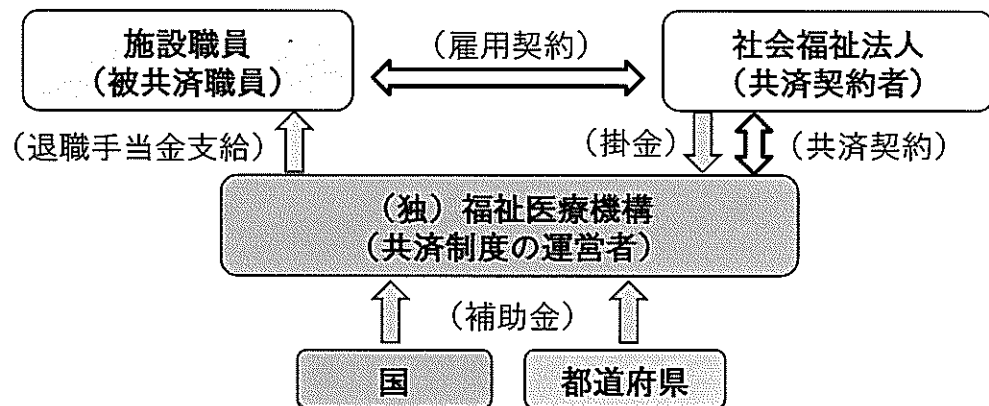
【支給者数】 75,891人 (H28年度実績)

【支給総額】 1,040.0億円 (H28年度実績)

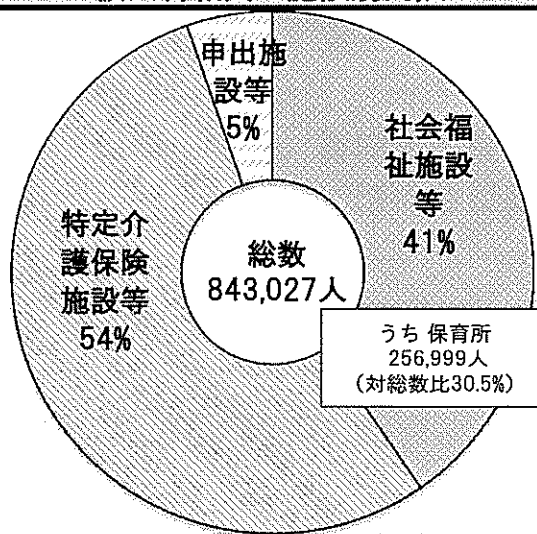
【支給平均】 1,370,345円 (H28年度実績)

【国庫補助額】 260.7億円 (H29年度予算)

制度の仕組み

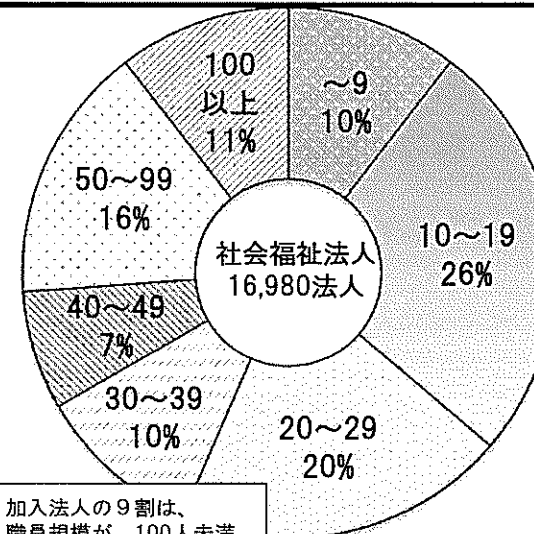


被共済職員の施設別内訳



平成29年4月1日現在

加入社会福祉法人の職員規模別内訳



加入法人の9割は、職員規模が、100人未満

4

平成29年4月1日現在

参照条文

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園
- 四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム
- 五 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

2～13 （略）

（国の補助）

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構（※）に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げる者に限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

一・二 （略）

（※）独立行政法人福祉医療機構



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第20回社会保障審議会福祉部会
平成29年12月18日

資料2

社会福祉法人制度改革の 実施状況について

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

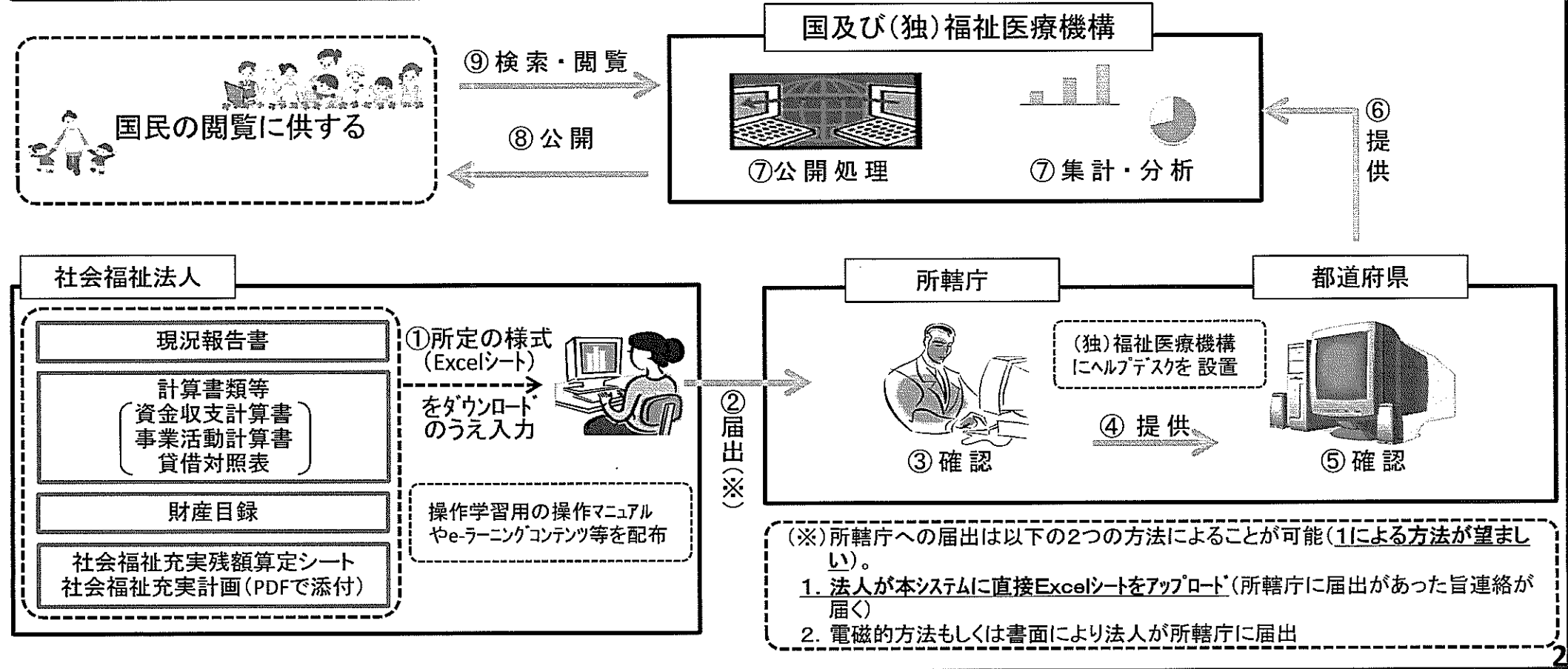
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて

本システムを導入する趣旨

- 『規制改革実施計画』(平成26年6月24日閣議決定) や『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)において、社会福祉法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められている。
- 改正社会福祉法において、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を実施すると定めるとともに、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムを構築
- 平成29年6月より本格稼働

本システムの概要

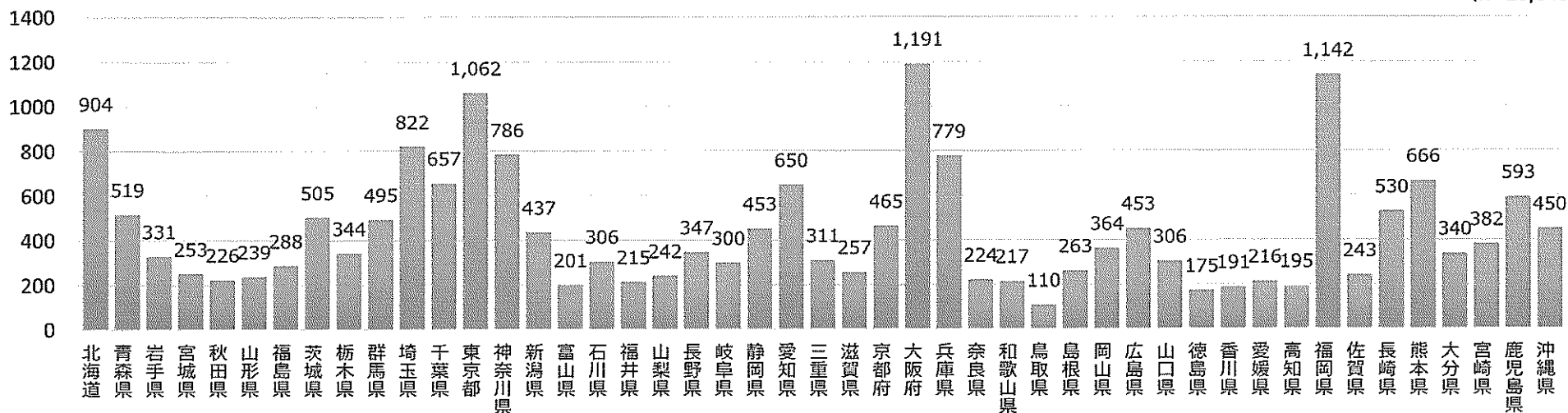


1. 社会福祉法人の状況

1-1. 所在地 (主たる事務所) 別法人数

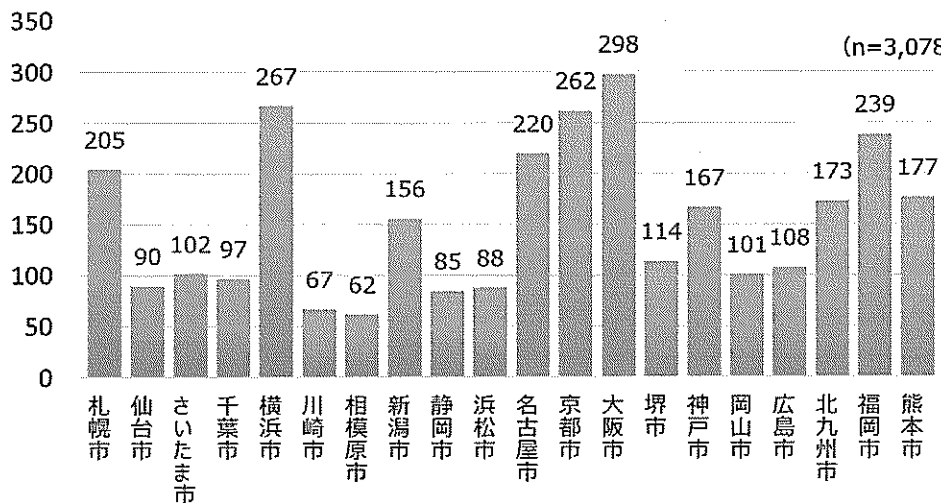
都道府県別法人数

(N=20,645法人)



指定都市別法人数

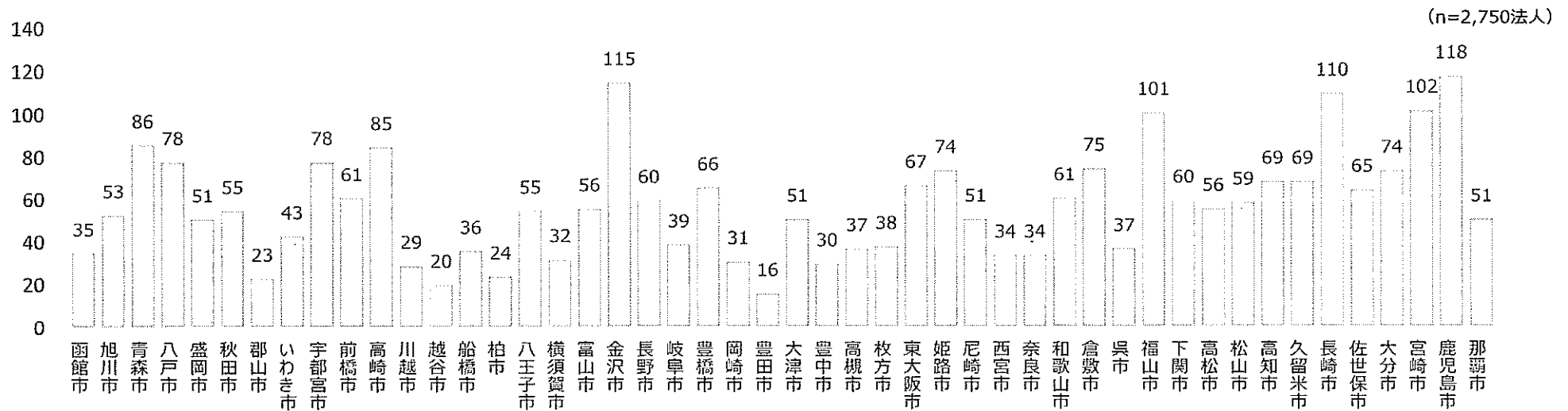
(n=3,078法人)



- ・ 都道府県別では、大阪府 (1,191) が最も多く、次いで、福岡県 (1,142)、東京都 (1,062) と続いている。
- ・ 指定都市別では、大阪市 (298) が最も多く、次いで、横浜市 (267)、京都市 (262) と続いている。
- ・ 中核市別 (次頁参照) では、鹿児島市 (118) が最も多く、次いで、金沢市 (115)、長崎市 (110) と続いている。

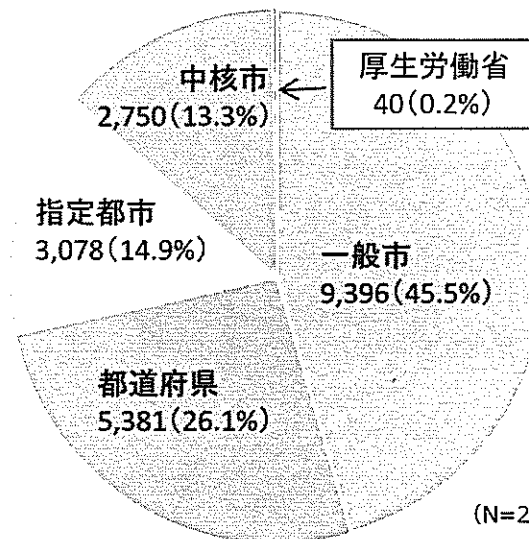
1-1.所在地（主たる事務所）別法人数（つづき）

中核市別法人数



1-2.所轄庁別法人数

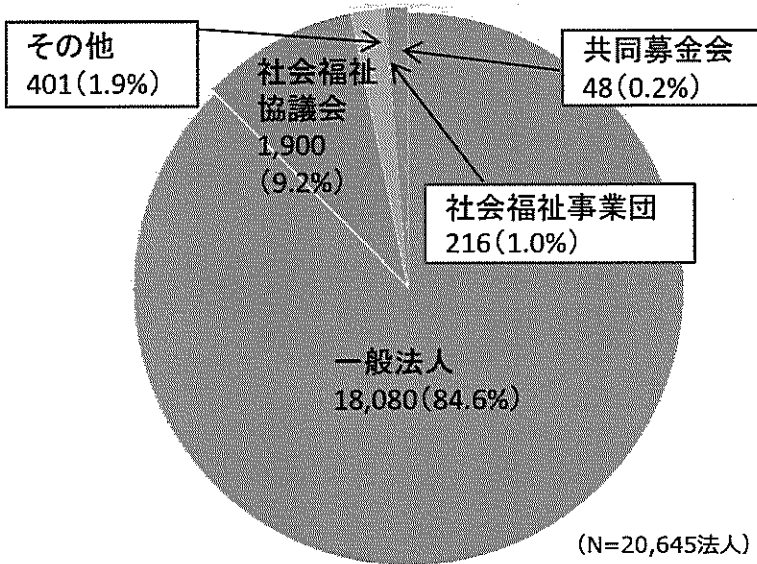
区分	所轄庁数	所管法人数
都道府県	47	5,381
指定都市	20	3,078
中核市	48	2,750
一般市	745	9,396
厚生労働省	1	40
合計	861	20,645



・一般市（45.5%）が最も多く、次いで、都道府県（26.1%）、指定都市（14.9%）、中核市（13.3%）、厚生労働省（0.2%）と続いている。

1-3. 法人種別法人数

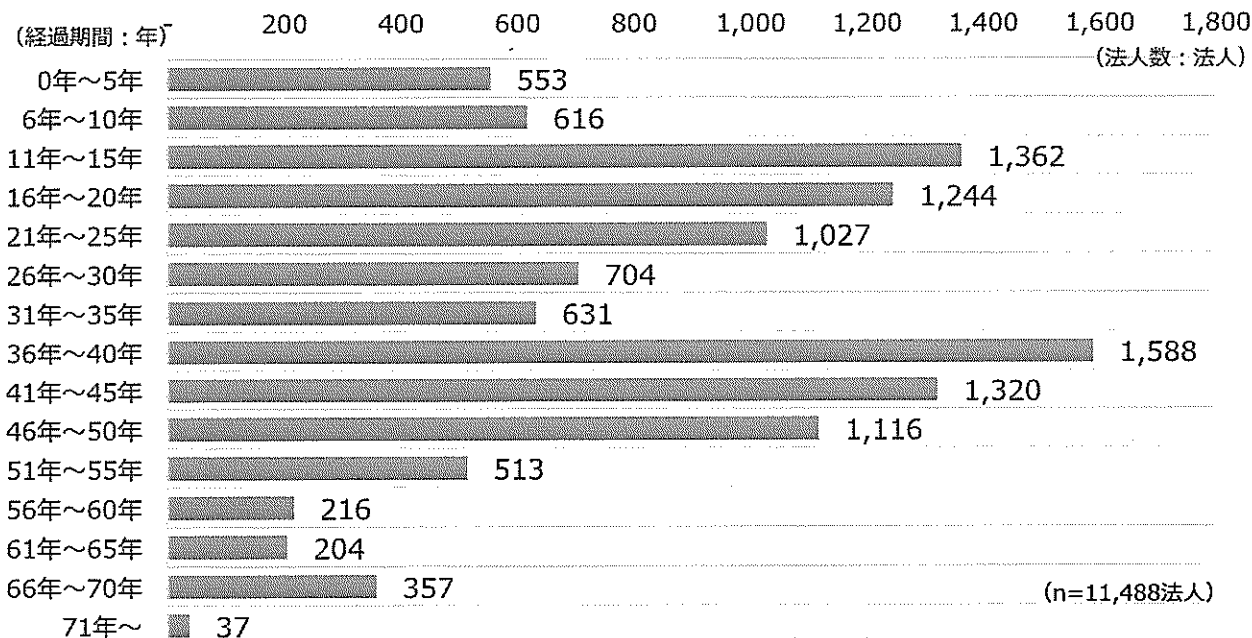
区分	法人数
一般法人	18,080
社会福祉協議会	1,900
社会福祉事業団	216
共同募金会	48
その他	401
合計	20,645



・一般法人 (87.6%) が最も高く、次いで、社会福祉協議会 (9.2%)、その他 (1.9%)、社会福祉事業団 (1.0%)、共同募金会 (0.2%) と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

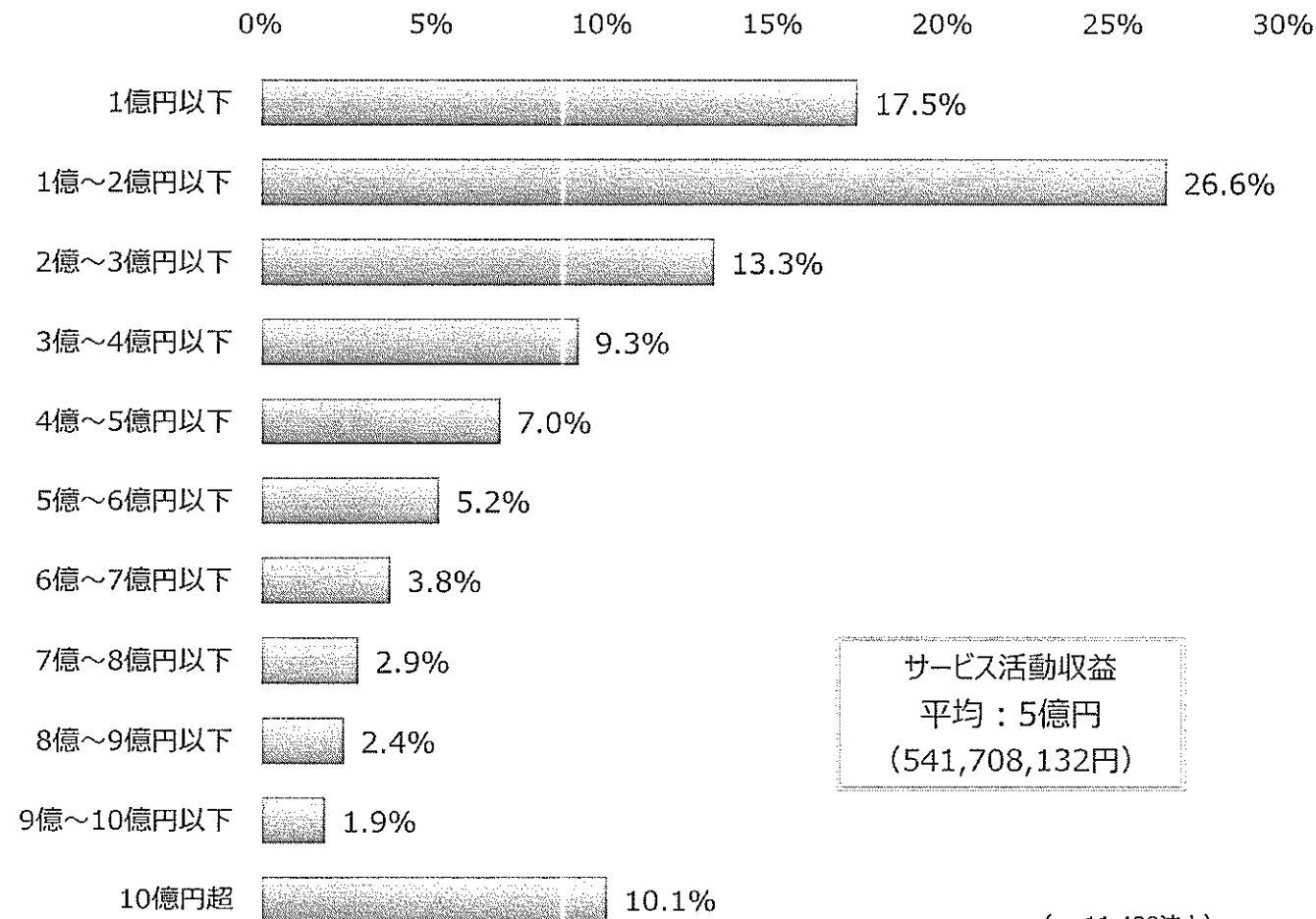
1-4. 設立認可からの経過期間別法人数



・36年～40年 (1,588法人) が最も多く、次いで、11年～15年 (1,362法人)、41年～45年 (1,320法人) と続いている。

2. 社会福祉法人の経営状況

2-1. 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合

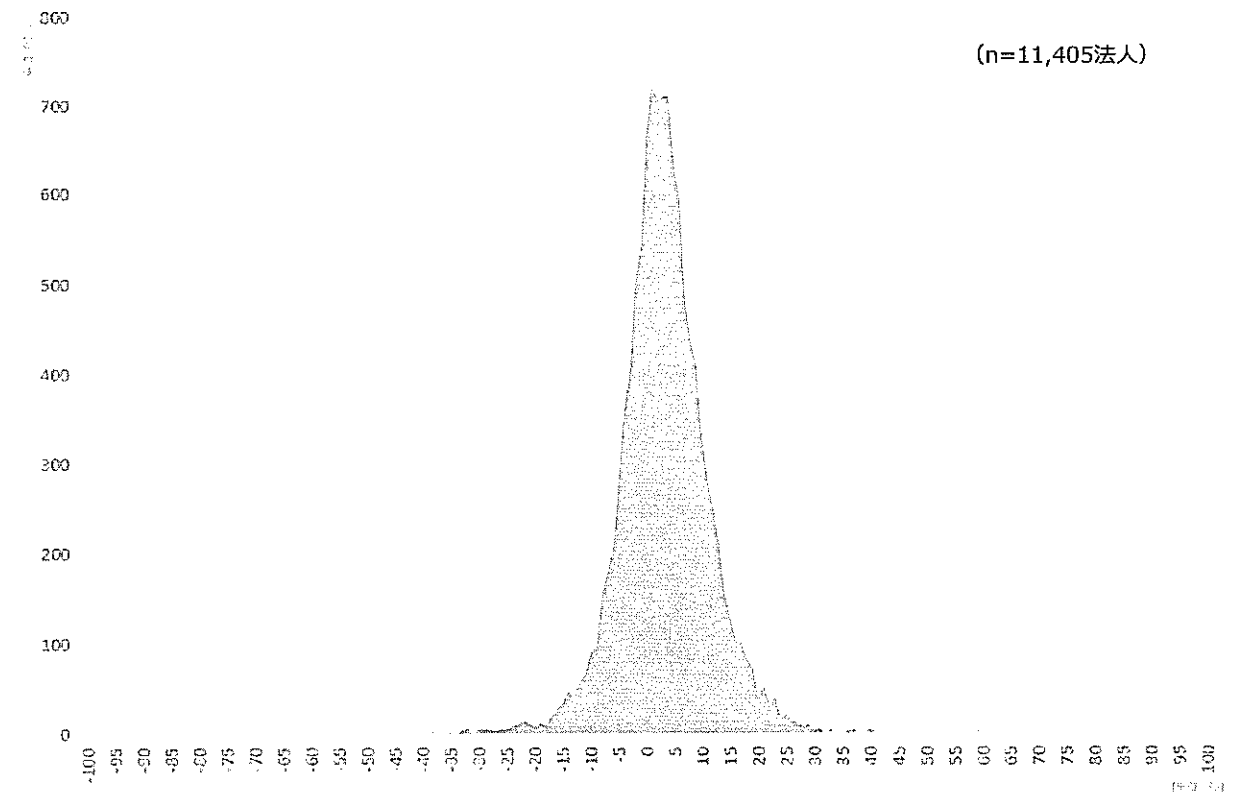


- ・ 1億～2億円 (26.6%) が最も多く、次いで、1億以下 (17.5%)、2億～3億円 (13.3%) と続いている。
- ・ また、サービス活動収益の平均は約5億円である。

2-2. 社会福祉法人の経営状態 (全国平均)

経営指標 <指標をクリック!>	
収益性	職員一人当たりサービス活動収益
	流動比率
安定性・持続性	短期安定性
	当座比率
長期継続性	現金預金対事業活動支出比率
	純資産比率
	純資産比率 (正味)
	固定長期適合率
資金繰り	固定比率
	借入金償還余裕率
	借入金償還余裕率 (正味)
	債務償還年数
合理性	事業活動資金収支差額率
	人件費率
	人件費・委託費比率
	事業費比率
費用	支払利息率
	事務費比率
	減価償却費比率
	正味金融資産額
資産	正味金融資産・減価償却累計額比率
	積立率
	固定資産老朽化率
	総資産経常増減差額率
経営自立性	自己収益比率

経営増減差額率	全国平均	3.6 %
	中央値:	3.4 %
	母数:	11,405 法人



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成26年7月24日に公表した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

経常増減差額率 【サービス活動収益に対する経常増減差額の割合】

経常増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)

社会福祉法人の主目的は利益獲得ではないが、安定的・継続的に福祉サービスを提供するためには、一定の収益性を確保することが重要となる。本指標は、法人の収益性を理解する上での基本的な指標である。

* 本資料は、現段階の集計、公表の項目であることから、HPにて正式に公表する際にはレイアウト等、変更がありえる。

WARM NET
WELFARE INFORMATION NETWORK

音声・文字サイズ

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

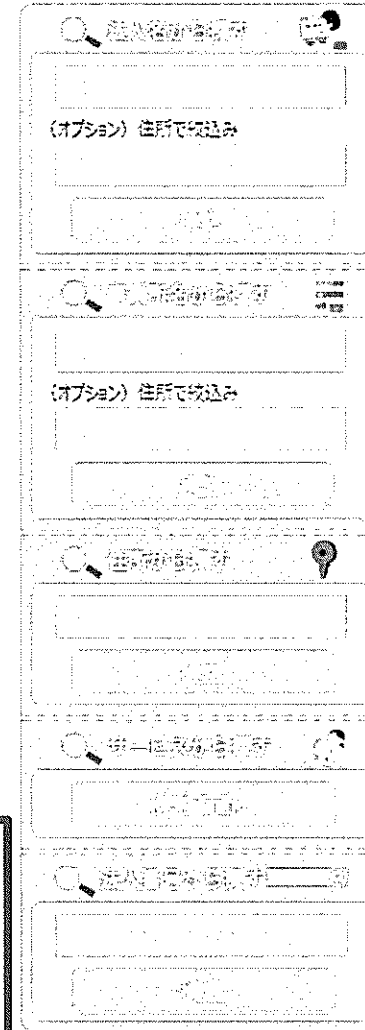
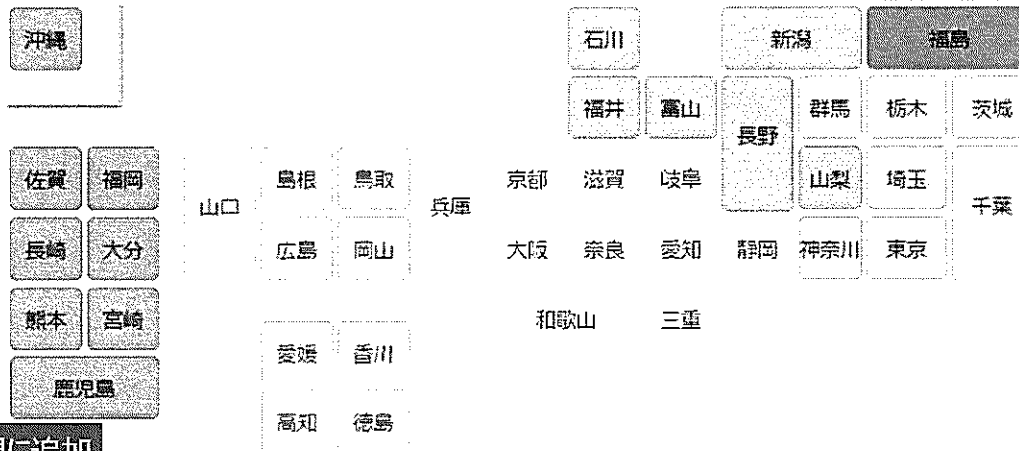
社会福祉法人の現況報告書等の集約結果

このウェブサイトでは、全国の社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の情報を公表しています。

さまざまな条件で社会福祉法人を検索し、当該法人に関する現況報告書等の情報を閲覧することができます。

※ 現況報告書等の資料については、社会福祉法人の所轄庁へ届出を行った日から7～10日後に公表されます。

地図から探す



新規に追加

社会福祉法人の現況報告書等の集約結果

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁へ届出を行った現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の内容について集約した結果を公表しています。

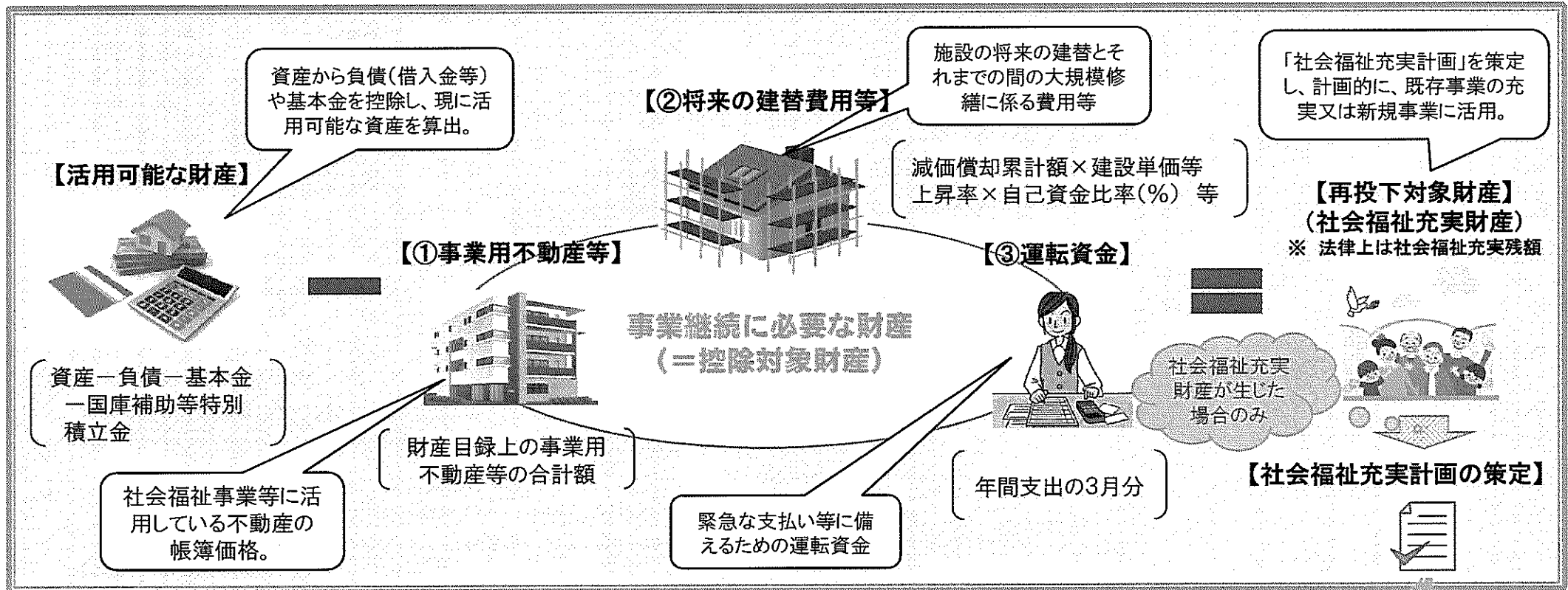
🔍 集約結果を見る ➡

「集約結果を見る」ボタンをクリックすることで、「集約結果」画面に遷移する。

🏠 はじめに ▶ 公表されている現況報告書等のデータについて ▶ 利用規約 ▶ お問い合わせ

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。

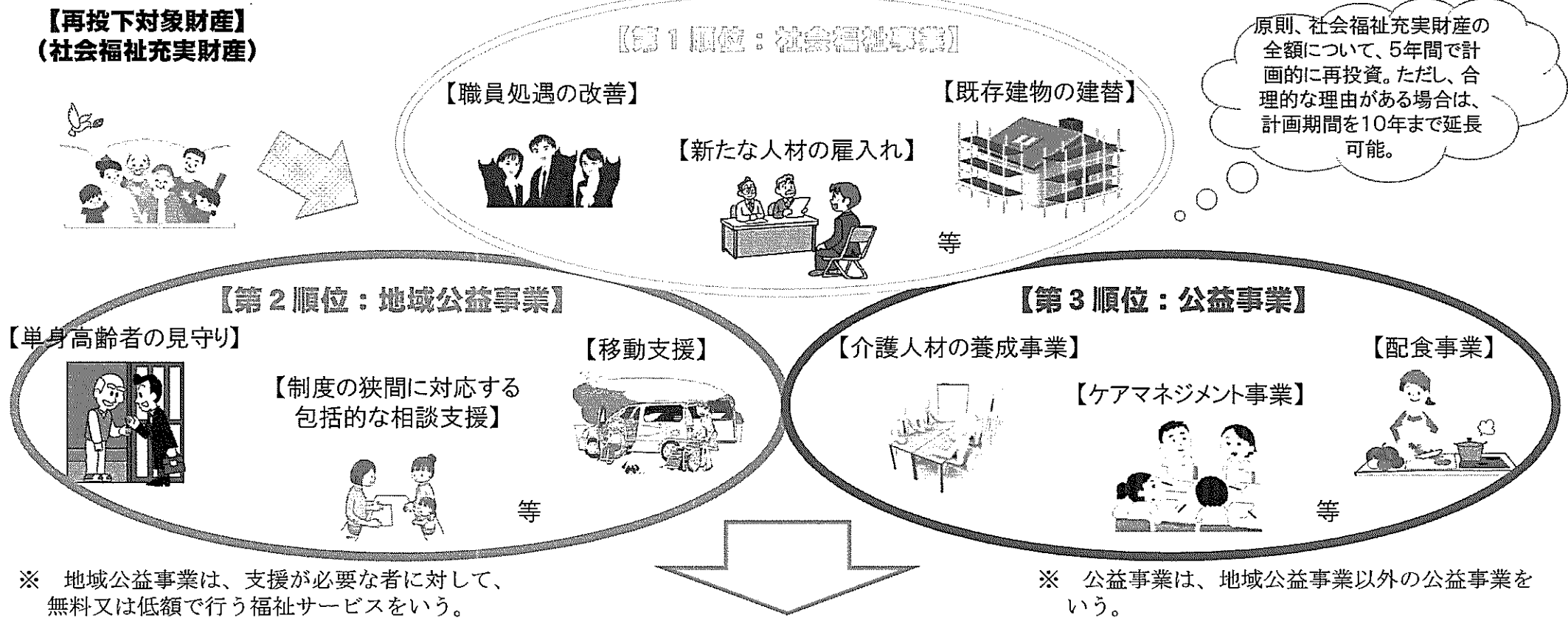


(社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)



再投下対象財産（社会福祉充実財産）の用途について

○ 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その用途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。



① 既存事業の充実又は新規事業の開設のいずれにも充てることが可能。

② 社会福祉充実財産に加え、控除対象財産等を組み合わせて、事業を実施することも可能。

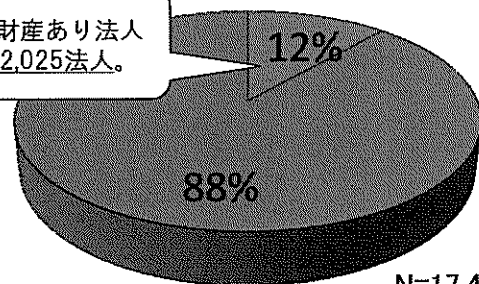
③ 社会福祉充実財産は毎年度見直しを行い、当該財産額の変動等に応じて用途の変更が可能。

平成29年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成29年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、本年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（有効回答17,417法人／調査対象20,625法人）

1. 社会福祉充実財産の有無

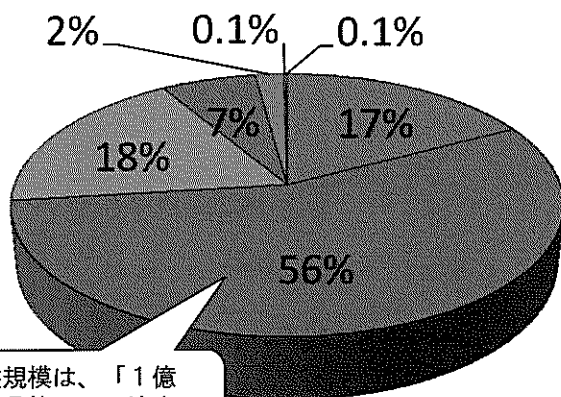
充実財産あり法人は、2,025法人。



N=17,417法人

- 充実財産あり 2,025法人
- 充実財産なし 15,392法人

2. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



N=2,025法人

収益規模は、「1億円～5億円」の法人が1,130法人。

- 1億円以下
- 1億円超～5億円以下
- 5億円超～10億円以下
- 10億円超～20億円以下
- 20億円超～50億円以下
- 50億円超～100億円以下
- 100億円超

3. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	625	14%
職員給与、一時金の増額	547	13%
研修の充実	394	9%
既存事業の定員、利用者の拡充	80	2%
既存事業のサービス内容の充実	283	7%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	324	7%
既存施設の建替、施設整備	1,692	39%
その他(職員の福利厚生)	128	3%
その他(上記以外)	286	7%
合計	4,359	

4. 社会福祉充実計画で実施する事業の種類

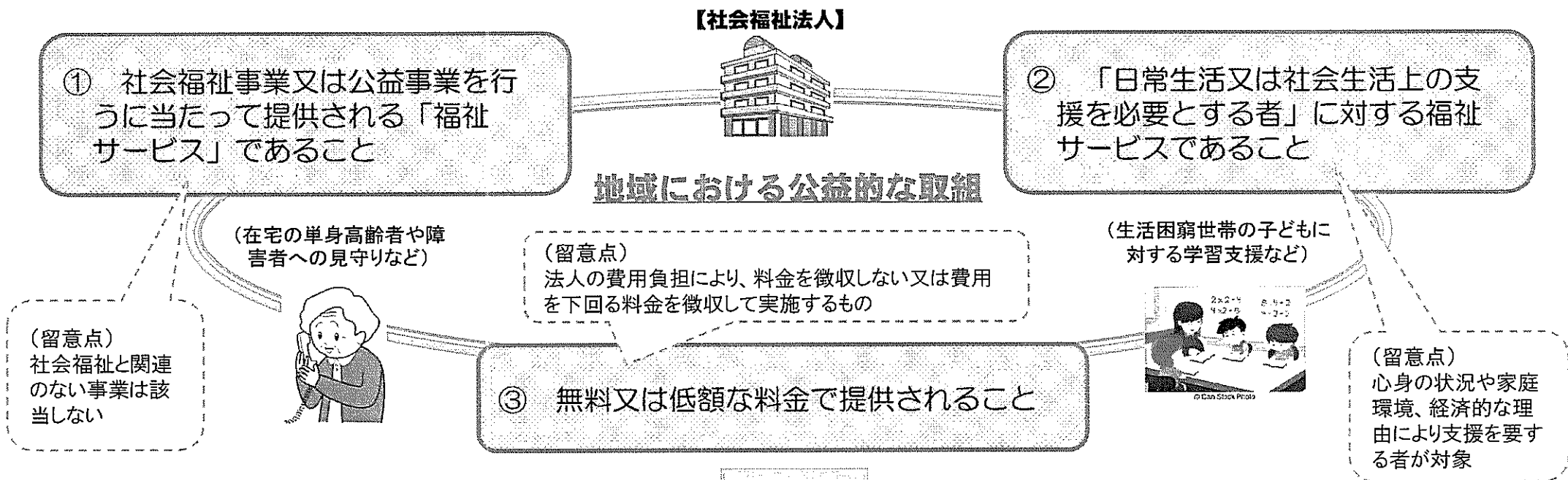
社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,116	123	120	4,359
94%	3%	3%	

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、平成28年4月から施行されている。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を徴収し、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の取組状況について

- 「地域における公益的な取組」については、これまでも地域の実情に応じて現に多様な取組が行われてきたところであるが、平成29年度においては、例えば以下のような取組がなされており、平成28年改正社会福祉法を踏まえ、各地域において広がりをを見せてきている。
- 厚生労働省においては、各法人において、「地域における公益的な取組」に円滑に取り組むことができるよう、環境整備に努めるとともに、各地域における取組事例の収集を行いつつ、優良事例の周知等に努めていく。

(制度外サービスの創出)

- ・ 日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対して、サポーターとして登録された地域住民を派遣し、見守りや家事援助などのサービスを提供
- ・ 草取り、院内付添、大掃除など介護保険外のサポートの実施
- ・ 地域住民の参加を募り、単身高齢者に対する「雪かき応援隊」活動を実施
- ・ 障害のある利用者の日中活動の一環として、地域住民の日常生活の困りごとのお手伝い活動を実施

(各種相談窓口の設置)

- ・ 同一区内で事業を展開する26の法人が共同で無料相談窓口を開設
- ・ 成年後見制度活用推進窓口を設置し、週1日の頻度で相談担当者を配置

(移動支援)

- ・ 地域と市の中心街を結ぶ送迎バスの運行

(地域住民に対する普及啓発)

- ・ 地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講

(地域住民相互の交流支援・ニーズ把握)

- ・ 地域の空き家を活用し、単身高齢者や認知症高齢者の外出・安らぎの場の提供
- ・ 商店街に高齢者の居場所となるサロンを開設し、地域の高齢者ニーズを把握
- ・ 自宅にひきこもりがちな地域住民を清掃等のボランティア活動に参加させるとともに、施設給食を無償で提供

会計監査人設置義務の範囲について

会計監査人設置義務法人

- 会計監査人設置の基準については、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制を構築し、社会福祉法人への信頼を確立するとともに、法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、一定の規模を超える社会福祉法人に会計監査人による監査を義務付け、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要である。
- 会計監査人の導入については、①選任までに、予備調査を含め、一定の期間が必要であるほか、②監査を受ける社会福祉法人及び監査を実施する公認会計士等の双方において、会計監査人制度・社会福祉法人制度等への理解及び態勢整備等の準備が必要である。
- 会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当であり、具体的には、以下のとおり。

- ・ 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
 - ・ 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
 - ・ 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人
- と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

会計監査人設置義務のない法人

収益30億円(負債60億円)以下の法人

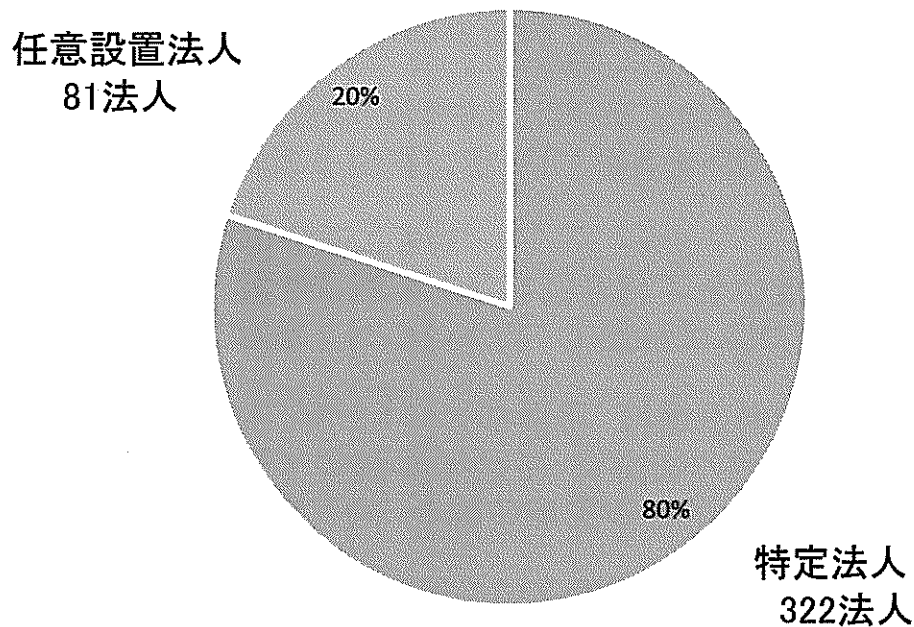
収益10億円(負債20億円)～収益30億円(負債60億円)の範囲の法人については、段階施行により、会計監査人設置義務の対象としていくことを予定している。(ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。)

平成29年度（10月1日時点）会計監査人設置状況調査（1／2）

①会計監査人設置法人数割合

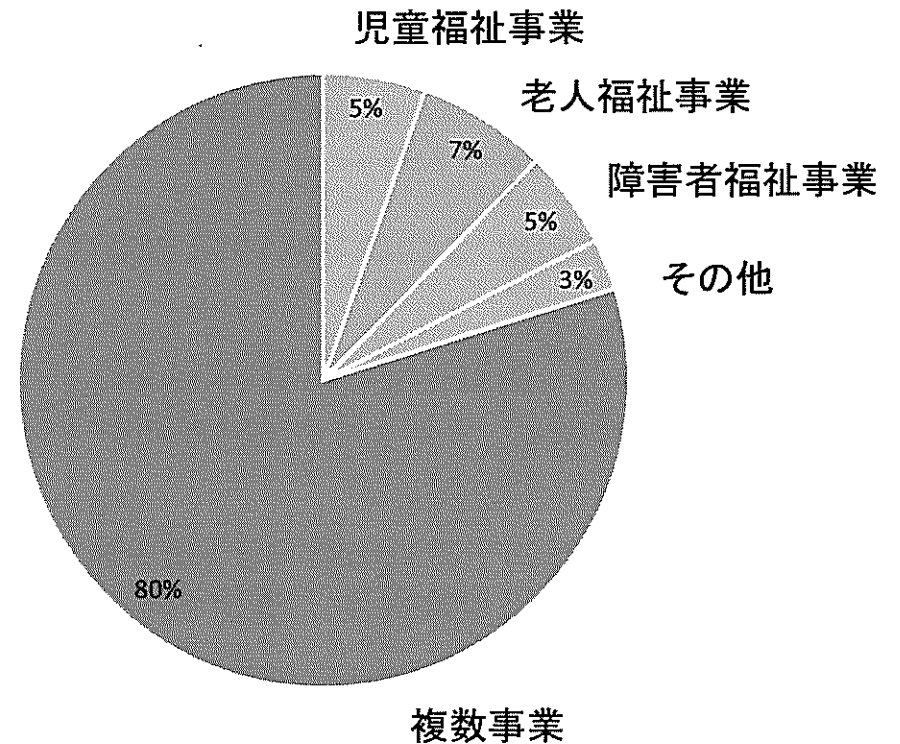
403法人／20,665法人

※法人総数は平成28年度末現在（福祉行政報告例）



②会計監査法人の事業区分割合

403 法人



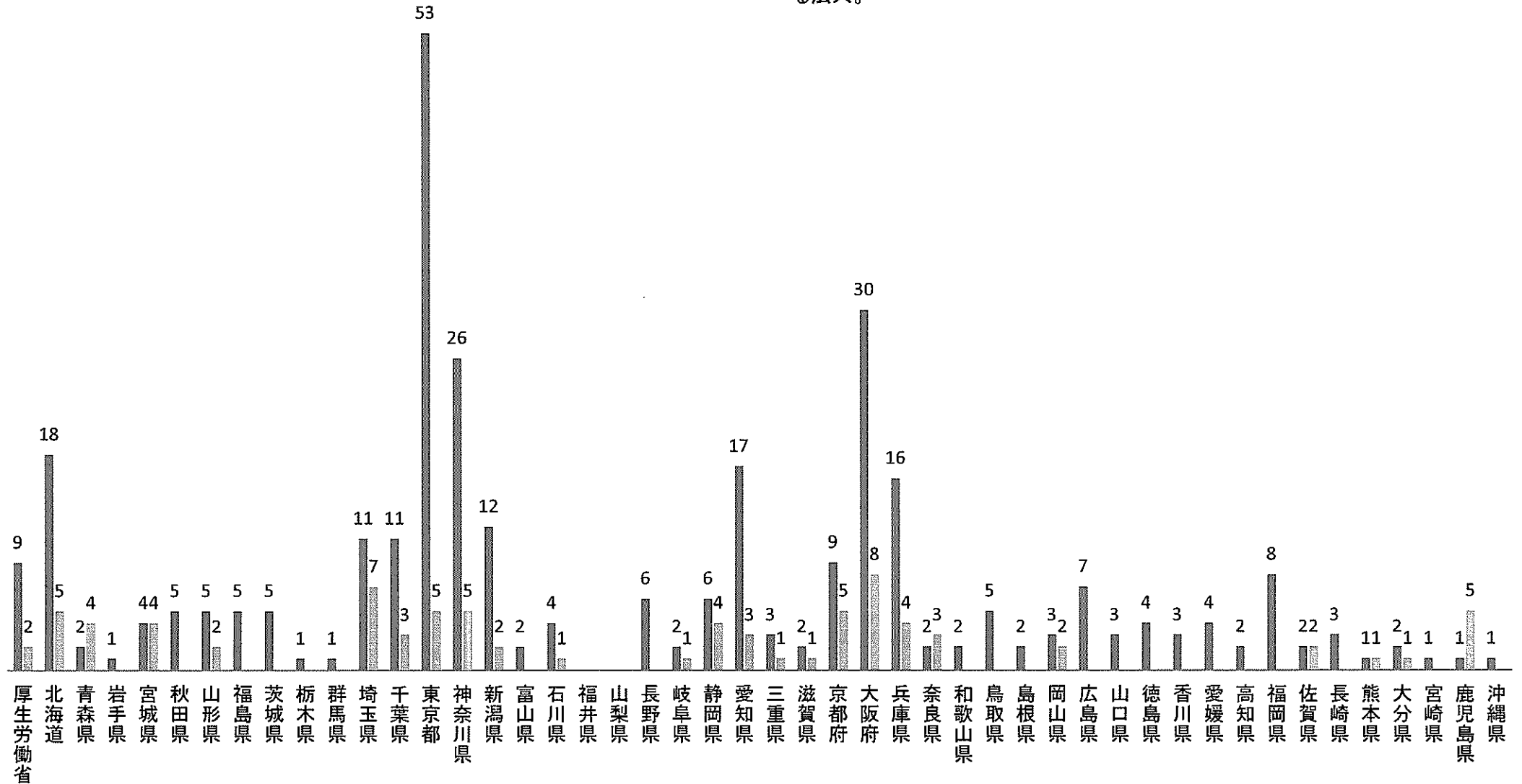
※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

平成29年度（10月1日時点）会計監査人設置状況調査（2 / 2）

③都道府県別会計監査人設置数一覧

■ 特定法人 ■ 任意設置法人

※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。



社会福祉法人の指導監査の見直しに関する取組

指導監査について、団体、自治体と意見交換を行い、必要に応じて指導監査要綱等の見直しや監査を行う所轄庁職員に対する研修会を実施する。

平成29年度

<通知等>

- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付局長連名通知)を発出し、会計監査人設置等による監査周期の延長等、指導方法の標準化等の措置を実施
- 「指導監査ガイドライン」を示し、法令等の確認事項(チェックポイント)、確認を行う際に着目すべき点(着眼点)、文書指摘等を行う基準(指摘基準)等を明示

※ 通知発出にあたっては、関係団体及び自治体との意見交換を踏まえるとともにパブリックコメントを実施。

<研修会>

- 所轄庁(一般市も含む)職員に対する新指導監査実施要綱に関するブロック別担当者研修会の開催【5月～6月に北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の全6ブロック】

<意見交換会>

- 関係団体(5団体)、自治体(10自治体)と指導監査に関する実施状況の把握及び効率的・効果的な実施に向けた意見交換会を実施【12月(予定)】

平成30年度以降

- 所轄庁職員に対する研修の実施 【29年度の実施状況を踏まえて検討】
- 指導監査に関する関係団体、自治体との意見交換 【年度内】

社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて

現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。

規制改革(H26.6.24閣議決定)

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
- 工程表に基づき、監査のガイドラインを平成29年4月に策定するとともに、平成29年5月から6月にかけて所轄庁に対する人材育成のための研修会を実施する。

附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

見直しの方向性

<考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

<対応>

①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知等で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分の省略を可能とし、監査の重点化を図る。

③監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

④監査を担う人材の育成

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。